

## 施設入所者・病院入院者との契約について

北海道地域福祉生活支援センター

平成 14 年 12 月 12 日

平成 25 年 9 月 27 日改正

北海道地域福祉生活支援センター運営事業実施要領 1-(1)-2)による、施設入所者・入院者との契約について、福祉サービス利用援助について施設・病院が入所者・入院者に対して負う本来の責務を勘案して、下記のとおり定める。

1. 当該入所施設・病院において退所・退院計画のある入所者・入院者を事業の対象者とする。
2. 当該入所施設・病院において本事業と同様の援助が用意されている場合は、原則として施設・病院の援助を優先する。
3. 居宅において本事業を利用していた者が施設入所・入院となった場合は、生活が安定するまでの期間、退所・退院計画の有無に関わらず援助できるものとする。
4. 施設入所者、入院者の利用に向けた調整にあたっては、本人の利用意思の確認を早期に行うこととし、施設・病院側の意向のみによって調整が進められることのないよう留意する。
5. 当該入所施設については、住居であり在宅生活の延長となる居宅系施設であって、本事業と同様の援助が用意されている場合を除き、上記事項に該当しない施設とする。なお、かかる判断は施設の実態を把握のうえ、個別に協議するものとする。

### 【主な居宅系施設】

介護保険法：小規模多機能型施設、認知症対応型老人共同生活介護（グループホーム）

障害者総合支援法：共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）

社会福祉法：社会福祉法宿所提供施設

市町村条例：老人福祉寮

運営要綱：生活支援ハウス（旧高齢者生活福祉センター）

高齢者住まい法：サービス付き高齢者向け住宅